

# 経済産業省

20251219電委第3号  
令和7年12月25日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

小売電気事業を営もうとする者の登録について（回答）

令和7年12月19日付け20251211資第12号により、貴職から当委員会に意見を求められた、別添の小売電気事業を営もうとする者の登録について、登録することに異存はありません。

ただし、貴職におかれましては、別添の小売電気事業を営もうとする者の登録に当たって、下記の条件を付すようお願いいたします。また、下記の条件により貴職に報告があった場合には、当委員会に報告していただくようお願いいたします。

## 記

申請書に添付された書類に記載された内容のうち、小売供給に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者の有無、小売供給の相手方からの苦情及び問合せの方法その他の事項について、今後、重要な変更が生じた場合には、遅滞なく経済産業大臣へ報告すること。

(別添)

	小売電気事業を営もうとする者	法人番号
1	日本風力開発株式会社	1010401038471
2	ウーブン・バイ・トヨタ株式会社	5010001211994